◇国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第二二号）（財務省）

1　国際開発協会の第一八次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、三、四五九億三、二〇八万円の範囲内において、出資することができることとした。（第二条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（農林水産省）

1　第一種特定海洋生物資源への指定

くろまぐろについて、その保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七七号）に規定する第一種特定海洋生物資源とすることとした。（第一条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一三九号）（内閣府本府）

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二八年法律第一〇一号）（第五一条及び第五二条第一項の規定を除く。）の施行期日は平成三〇年一月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二九年四月二四日とすることとした。

◇休眠預金等活用審議会令（政令第一四〇号）（内閣府本府）

1　休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第一条関係）

2　審議会の定足数及び議決について定め、これらを部会の議事について準用することとした。（第二条関係）

3　審議会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理することとした。（第三条関係）

4　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとした。（第四条関係）

5　この政令は、平成二九年四月二四日から施行することとした。

法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十七号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、九八五人」を「一、〇三五人」に、「一、〇〇〇人」を「九七七人」に改める。

第二条中「二万千九百十八人」を「二万千八百八十三人」に改める。

附　則

この法律は、平成二十九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　金田　勝年

内閣総理大臣　安倍　晋三

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十八号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「により生ずる生物多様性影響の防止」を「の規制」に改める。

第一条中「いう。）」の下に「及びバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という。）」を加える。

第三条中「議定書」の下に「及び補足議定書」を加え、同条に次の一号を加える。

四　遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下この号において同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じた場合における当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るための施策の実施に関する基本的な事項

第二章の章名中「により生ずる生物多様性影響の防止」を「の規制」に改める。

第九条第四項中「第一項の承認を受けた」を「同項の承認を受けた」に、「第一項の規定」を「同項の規定」に改める。

第十条第一項中「した者、又はしている」を「している者又はした」に改め、同条第二項中「、若しくは」を「若しくは」に改め、同条に次の一項を加える。